

「B E E M S」結成！

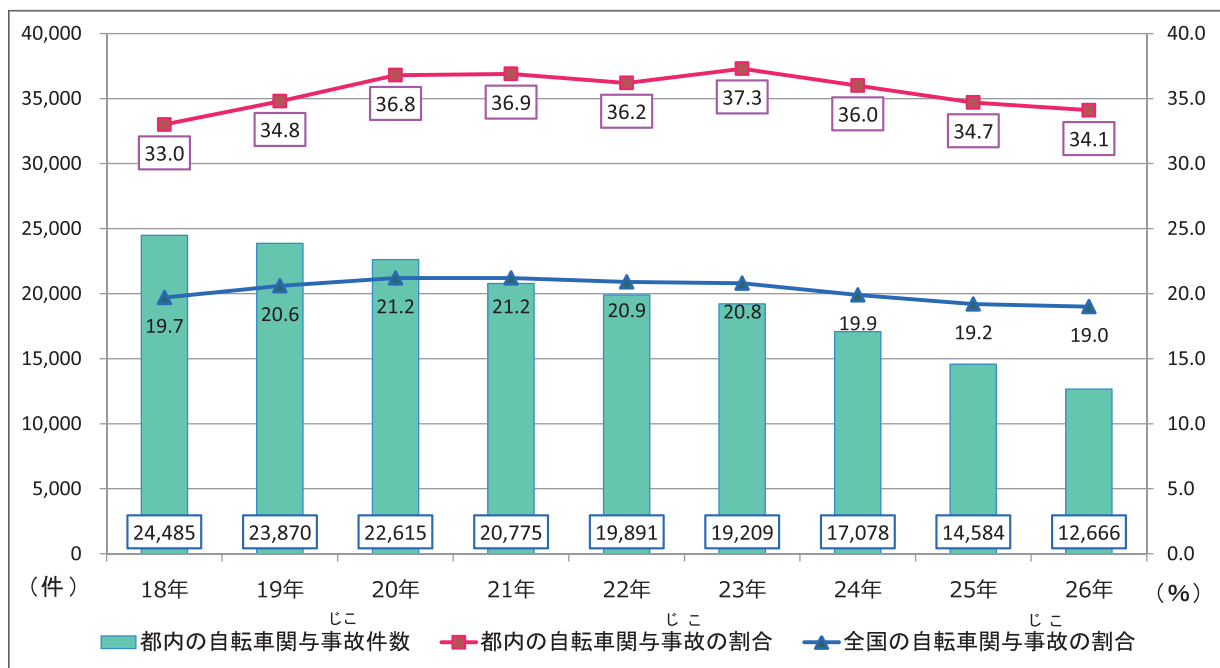
警視庁は、平成二十七年十月十四日から、「B E E M S」(ビームス)を発足させることを発表しました。

「自転車安全利用指導啓発隊」を意味する「Bicycle Education & Enlightenment Mobile Squad」の頭文字を取って命名。

都内で発生した自転車が関わった交通事故の件数は、平成十八年以降、減少していますが、全ての交通事故に比べると、その割合は約三十四％で、全国の約一・八倍になっています。

「B E E M S」は、自転車の安全な利用のそく進と交通事故を減らすことを目的に、自転車の交通ルールの指導や乗車用ヘルメットの着用などのけい発を行います。

自転車に乗るには運転めん許は必要ありません。子供から高い者まで手軽に乗れる便利なものです。しかし、正しい



〔警視庁 自転車事故の推移データより〕

「B E E M S」 結 成 ！

平成 26 年の交通事故

	全国	東京都
全ての交通事故の件数	573,842	37,184
自転車に関わった事故の件数	109,269	12,666
自転車に関わった事故の件数の割合	19.0%	34.1%

自転車に関わった事故とは、自転車に乗っていて、人、自動車、バイク、電柱などに、また、自転車同士でぶつかった事故のことです。

平成 26 年に、自転車に乗っていて事故にあった都内の小学生は 673 人、中学生は 381 人もいます。

また、自転車を運転中に事故で亡くなった人の多くは、頭の重大なけがが原因となっているため、ヘルメットの着用が求められています。

ところで、みなさんは自転車の交通ルールやマナーは分かっていますか。学校の交通安全教室で学んだ人も多いでしょう。次のページに、主な自転車の交通ルールがのっています。



「B E E M S」は警察官 14 人で編成され、そろいのウェアを着て専用の自転車で出動します。正しい走行方法を示しながら、ルールの指導などを行います。

ルールを知らずに乗っている人も多く見られます。

都内で起きた、自転車に関わった交通事故のうち、自転車を運転する側に反があったものは約半数にもおよびます。

「主な自転車の交通ルール」

- 歩道を通行することが標識で示されて認められている以外、車道の左側を通ることがきまりですが、十三歳未満の子供は歩道を通ることができます。
- 歩道を通るときは、車道側に寄って通行し、歩いている人のぼう害になりそうときは止まります。
- 信号は必ず守り、夜は必ずライトをつけます。
- 「止まれ」の標識や、「止まれ」の道路標示があるときは、必ず止まって安全を確認します。
- 左右が見えにくい交差点を通るときは、必ずしっかり左右の安全を確認します。
- 二人乗りはいけません。ただし、幼児を乗せることができます場合があります。
- 自転車同士で横に並んで走ってはいけません。
- 傘をさしたまま乗ってはいけません。
- 運転しながら、携帯電話を手で持って電話をしたり、メールをしたりしてはいけません。

その他のルールやマナーもあります。話し合ってみましょう。

さて、このような自転車の交通ルールやマナーは、なぜあるのでしょうか？

「B E E M S」 結成！

